

目次

1. 都島区地域福祉ビジョンの考え方

- (1) 地域福祉ビジョン改訂の背景と経過
- (2) 大阪市地域福祉基本計画との関係
- (3) 都島区将来ビジョンとの関係
- (4) 推進期間

2. 都島区地域福祉を取り巻く現状と課題

- (1) 人口及び世帯の推移等の状況
- (2) 高齢者を取り巻く状況
- (3) 障がい者を取り巻く状況
- (4) こどもを取り巻く状況
- (5) 生活困窮者を取り巻く状況

3. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方

- (1) 人権尊重
- (2) 住民主体
- (3) 利用者本位
- (4) 社会的援護を要する人々への支援

4. 課題解決に向けた取組の方向性

- (1) 「気にかける・つながる・支え合う」見守り体制の強化
- (2) 地域における相談支援体制の充実
 - ☆地域・行政・相談支援機関が一体となった見守り・相談支援体制（イメージ）
- (3) 生活困窮者への支援の強化

5. 都島区地域福祉ビジョンの推進に向けて

- ☆区レベルと地域レベルの推進体制のイメージ

（用語説明）

1. 都島区地域福祉ビジョンの考え方

(1) 地域福祉ビジョン改訂の背景と経過

○改訂の背景と経過

少子高齢化、核家族化の進行により、地域でのつながりが希薄になり、福祉課題がより一層複雑化、多様化、深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしや地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であり、そのような地域づくりを育む仕組みへと転換していく必要があるとされています。

大阪市では、2004（平成 16）年 3 月に第 1 期「大阪市地域福祉計画」、2009（平成 21）年 3 月に第 2 期計画を策定し、地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

その後、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」にもとづく「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても、全市一律の取組ではなく、それぞれの区が地域の実情や特性に応じて主体的に取り組むこととされました。これを受けて、2012（平成 24）年には、第 3 期の大阪市地域福祉計画に代わり、それぞれの区の特色ある地域福祉の取組を支援するため、「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。都島区においても、この指針に基づき、地域福祉の推進に向け、区民ニーズや地域特性に基づく取組を進めているところです。

また、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化している状況を踏まえ、各区の地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援していくため、大阪市では 2018（平成 30）年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間 2018（平成 30）年度～2020（令和 2）年度）を策定し、2021（令和 3）年 3 月に改訂版となる「第 2 期大阪市地域福祉基本計画」を策定しました。

都島区においても、「大阪市地域福祉基本計画」の策定を受け、2019（平成 31）年 3 月に「都島区地域福祉ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

今回、「大阪市地域福祉基本計画」の改訂を受け、また、現行の都島区地域福祉ビジョンの推進期間が 2021（令和 3）年度で終了すること、そして新型コロナウイルス感染症等今日的な課題に対応するため、改訂を行います。引き続き地域福祉の推進に努めることにより、だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしていきます。

(2) 大阪市地域福祉基本計画との関係

都島区地域福祉ビジョンは、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区民ニーズや地域特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画となります。

市地域福祉基本計画は、地域福祉に関する本市の基本理念や市全域で実施すべき基礎的な取組等を示すとともに、区地域福祉ビジョン等を支援する基礎的な計画となります。

	位置づけ	内容
区地域福祉ビジョン	区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関する区の方針・住民の地域福祉活動を支える取組・区域全体に共通する福祉課題への対応
市地域福祉基本計画	区地域福祉ビジョンを支援する基礎的な計画	<ul style="list-style-type: none">・基本理念、目標・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

(3) 都島区将来ビジョンとの関係

都島区では、区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、区のめざすべき将来像と、その実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめ、「都島区将来ビジョン」として区民の皆さんにお示ししています。2021（令和 3）年 3 月には、区を取り巻く環境の変化や現在の課題などを踏まえ、都島区将来ビジョン 2025 を策定しました。

都島区将来ビジョンでは、区の将来像として「安心のまち、人がつながるまち、明日に誇れるまち」の実現をめざすこととしており、それに向けて「安全・安心のまちづくり」「人と人がつながり、助け合うまちづくり」「明日に誇れるまちづくり」を 3 つの柱に、区政を推進していくこととしています。

都島区地域福祉ビジョンと都島区将来ビジョンは相互に補完するもので、都島区地域福祉ビジョンは都島区将来ビジョンにおける地域福祉に関する施策についてより具体的な取組の方向性を示すものです。

(4) 推進期間

都島区地域福祉ビジョンの推進期間は、2022（令和 4）年度から 2024（令和 6）年度までの 3 年間とします。なお、国の福祉制度などの変更や大阪市地域福祉基本計画の改訂、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ見直しを行います。

2. 都島区の地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 人口及び世帯の推移等の状況

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は2000（平成12）年ころから増加し、2015（平成27）年には約269万人となりました。

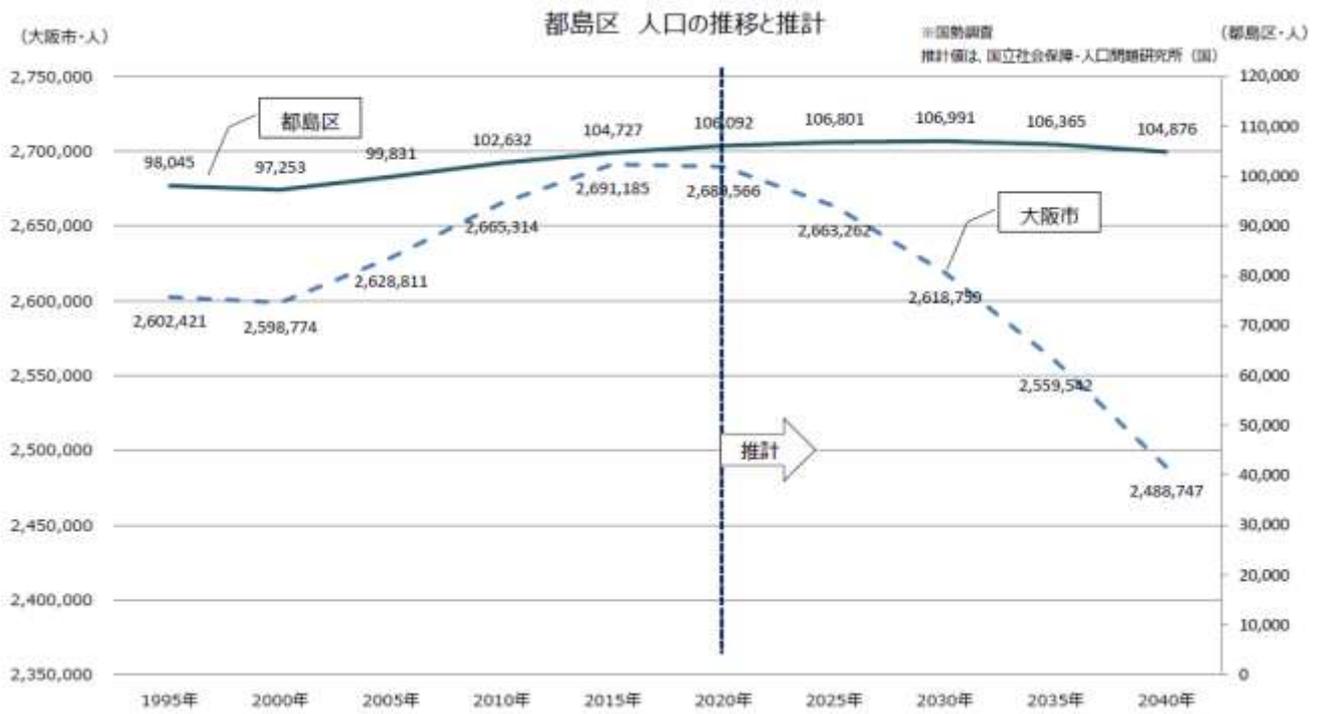
都島区は2000（平成12）年には約9万7,000人でしたが、微増し、2010（平成22）年には10万人を超え、その後も緩やかに増加して推移しています。

将来的な人口予測については、大阪市は2015（平成27）年以降減少に転じ、2040（令和22）年には約248万人と予測されているのに対し、都島区は、ほぼ横ばいの10万人台で推移する見通しとなっています。

都島区の高齢者（65歳以上）人口は増加の一途をたどり、2015（平成27）年に2万4,281人でしたが、2040（令和22）年には約3万3,000人になる一方、年少（0-14歳）人口やほぼ横ばいながら減少傾向にあり、2015（平成27）年には11,901人だったものが、2040（令和22）年には1万1,000人を下回ると予測されています。

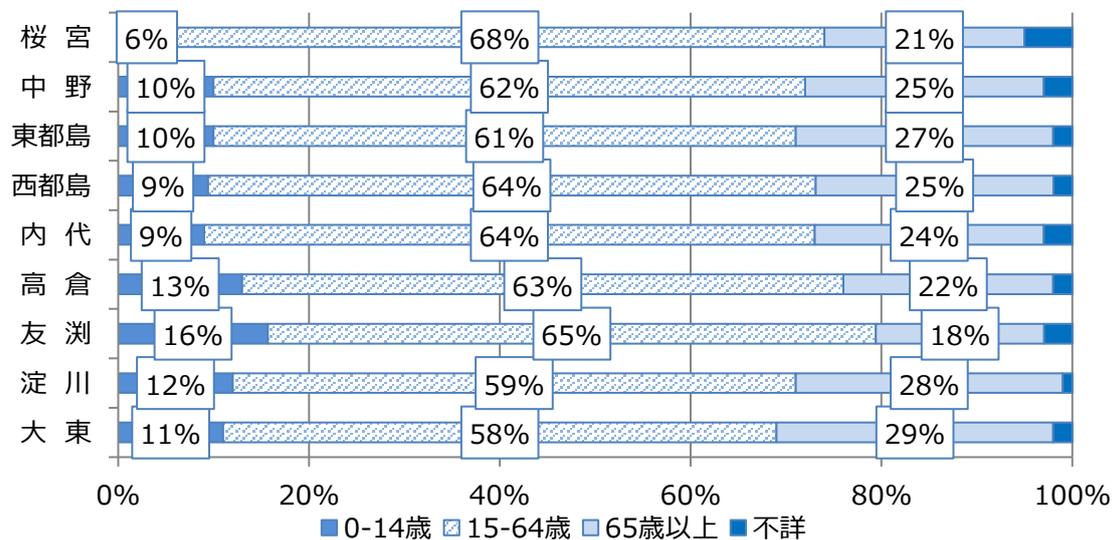
人口に占める高齢者人口（高齢化率）及び年少人口の割合は、高齢者人口及び年少人口と同じ傾向をたどり、高齢化率は2015（平成27）年の23.7%から2040（令和22）年の31.2%に上昇し、年少人口の割合は11.6%から10.4%に低下し、「少子高齢化」がますます進展する見込みとなっています。

なお、都島区の各地域での年齢比率については、高倉及び友洲の両地域が年少人口の割合が高く、淀川、大東の両地域において高齢化率が高くなっており、地域ごとに差が見られます。





都島区連合振興町会別 年齢3区分別人口の割合 ※2015年「国勢調査」による



② 世帯等の推移

国勢調査によると、都島区の一般世帯数は1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて微増傾向であり、世帯類型別にみると、単独世帯及び核家族世帯とも増加しています。

世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの平均人員は減少を続けており、1995（平成7）年の2.32人が2015（平成27）年の2.00人となっています。



※ 一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舍等の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童養護施設等の入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。

※ 単独世帯は、世帯人員が1人の世帯をいいます。

※ 核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子ども」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子ども」のいずれかから成る世帯をいいます。

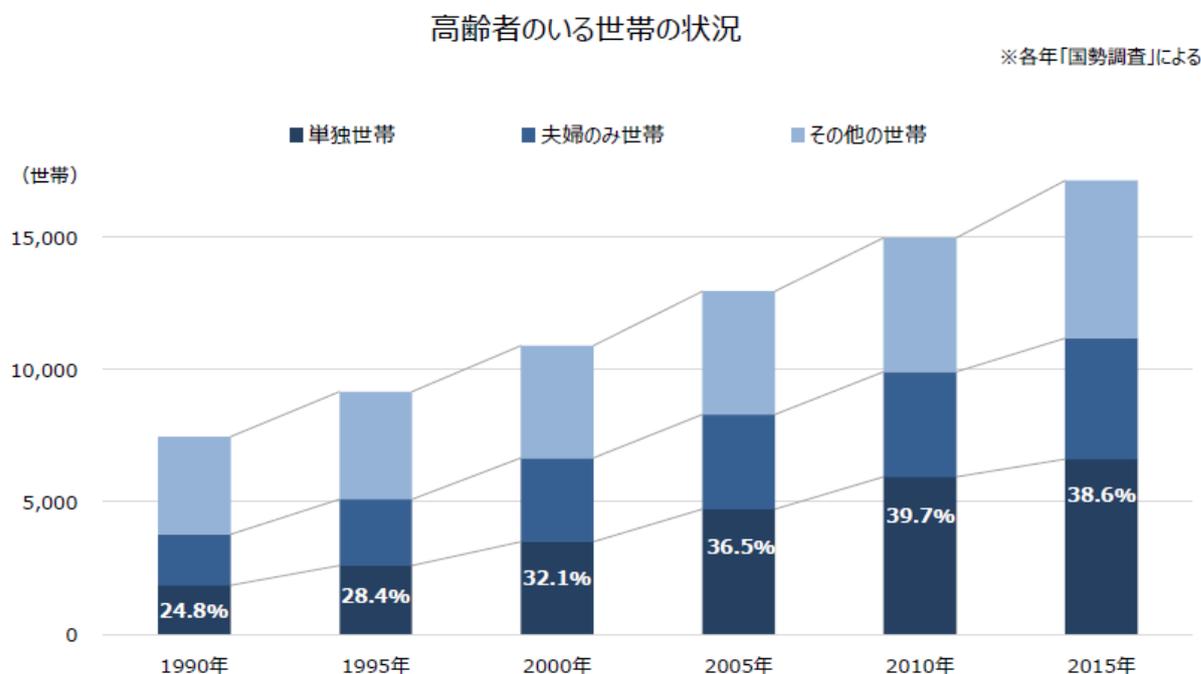
(2) 高齢者を取り巻く状況

都島区で65歳以上の世帯員がいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加しており、2015（平成27）年の単独世帯の割合は38.6%（大阪市全体は42.4%）となっています。

要介護認定者数は毎年増加の傾向にあり、2021（令和3）年は約6,050人となっています。

高齢者への虐待(疑いを含む)状況を見ると、年によってばらつきがあるものの、2020（令和2）年度は通報・相談・届出が51件あり、そのうち13件を虐待認定している状況です。

また、2019（令和元）年に実施した大阪市高齢者実態調査によると高齢者世帯の35.0%が孤立死を「身近に感じる」と回答していますが、ひとり暮らし世帯に限定すると、60.8%が身近だと感じており、ひとり暮らし高齢者がより孤立死を身近に感じていることがわかります。



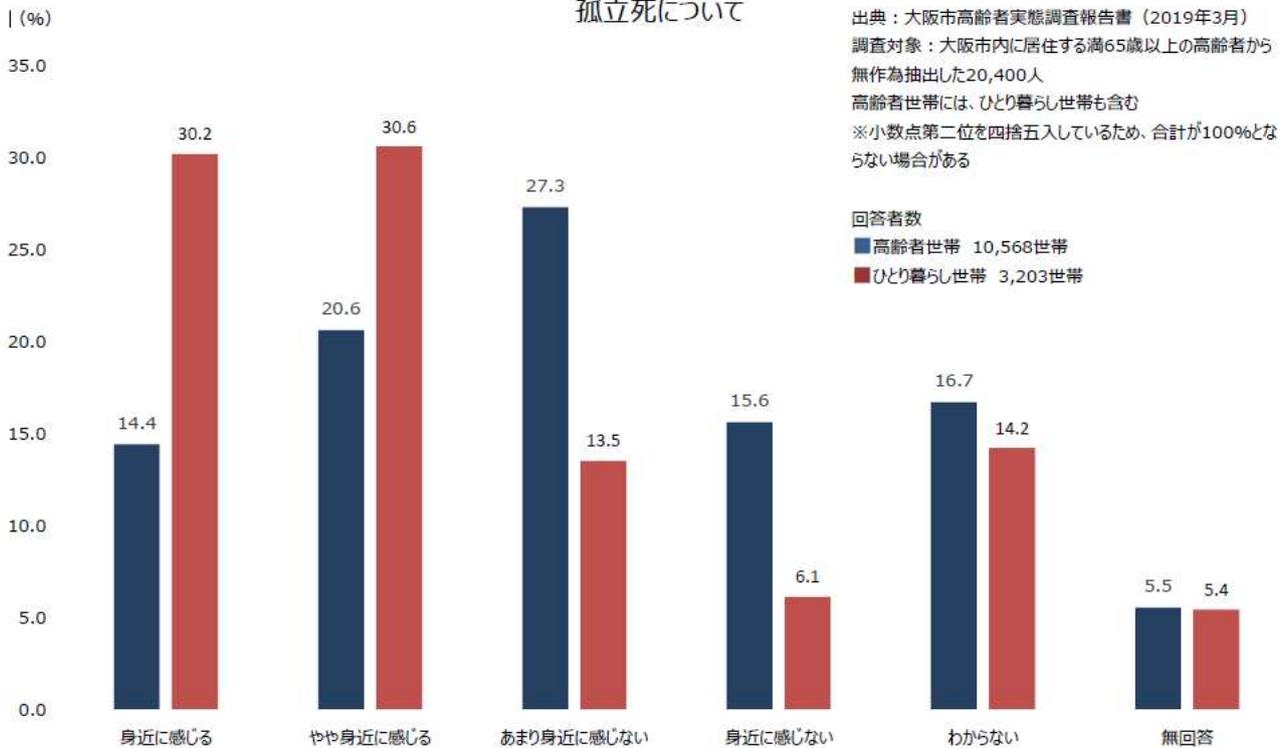
要介護者認定数

※各年3月31日現在



孤立死について

出典：大阪市高齢者実態調査報告書（2019年3月）
 調査対象：大阪市内に居住する満65歳以上の高齢者から無作為抽出した20,400人
 高齢者世帯には、ひとり暮らし世帯も含む
 ※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある



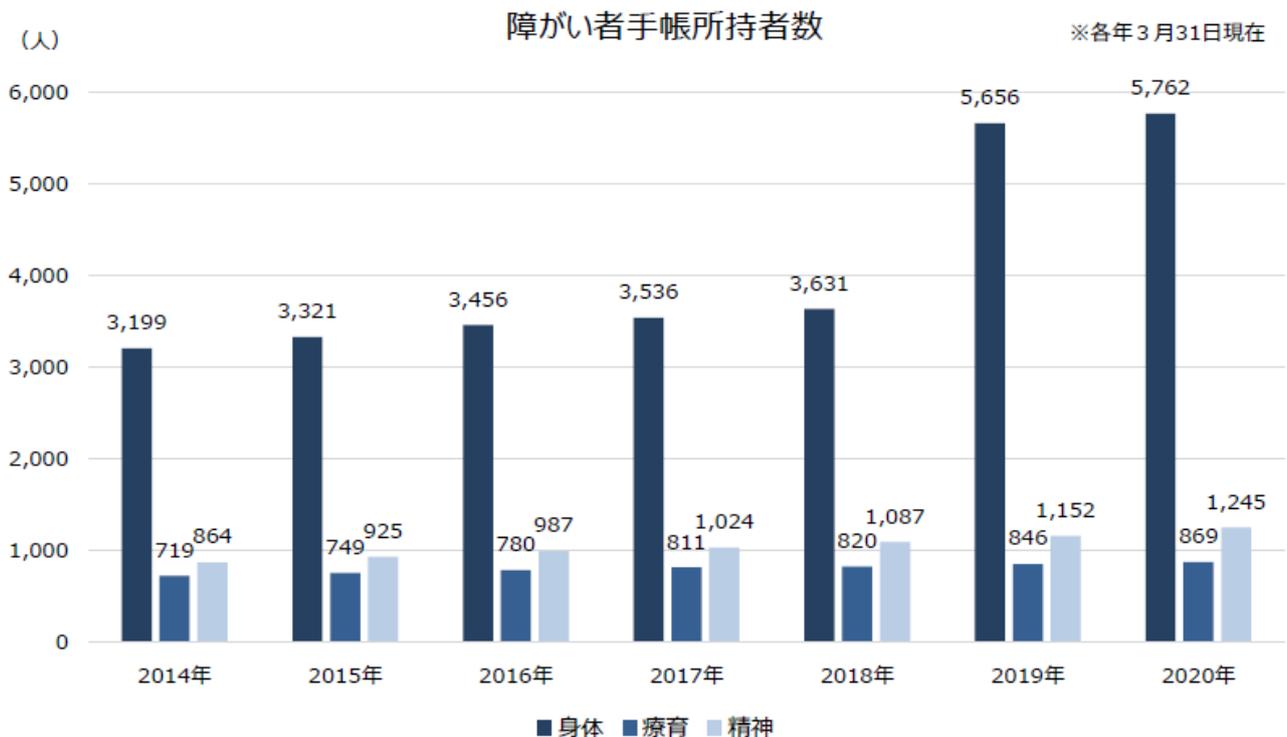
(3) 障がい者を取り巻く状況

都島区の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しています。(2020(令和2)年度末の手帳所持者数は身体:5,762人、療育:869人、精神:1,245人)

一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため医療機関に通院している方を対象とする自立支援医療(精神通院医療)制度の受給者数についても年々増加しています。(2020(令和2)年度末2,176人)

障がい者虐待(疑いを含む)の状況については、年に数件の通報が寄せられている状況です。

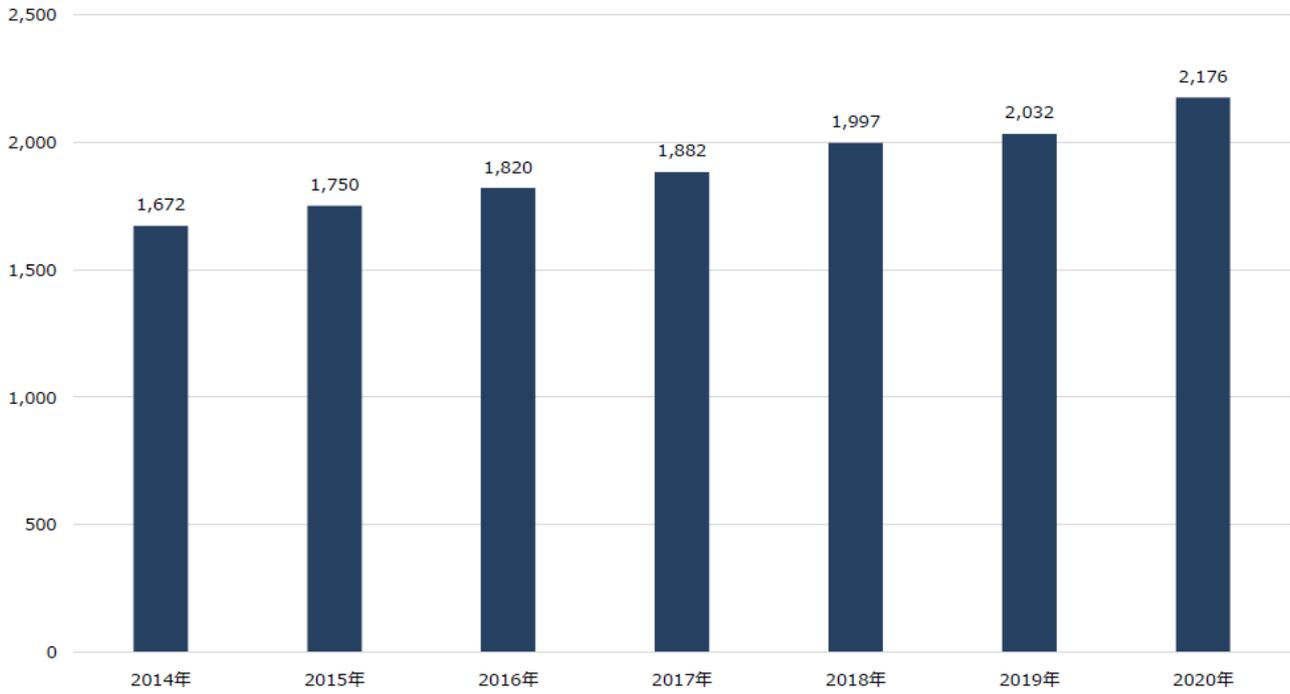
また、大阪市障がい者等基礎調査によると「災害時に必要と思うこと」については、「安全な場所(避難所)などへの誘導や介助などの支援」が最も多く、依然として要支援者への避難支援の取組の促進が求められていることがわかります。さらに、災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手として「近所の人・地域の人」が26.3%と最も高いものの、「相手がいない」も同率となっており、避難支援における協力体制の拡大も課題となっています。



(人)

精神通院医療受給者数

※各年3月31日現在



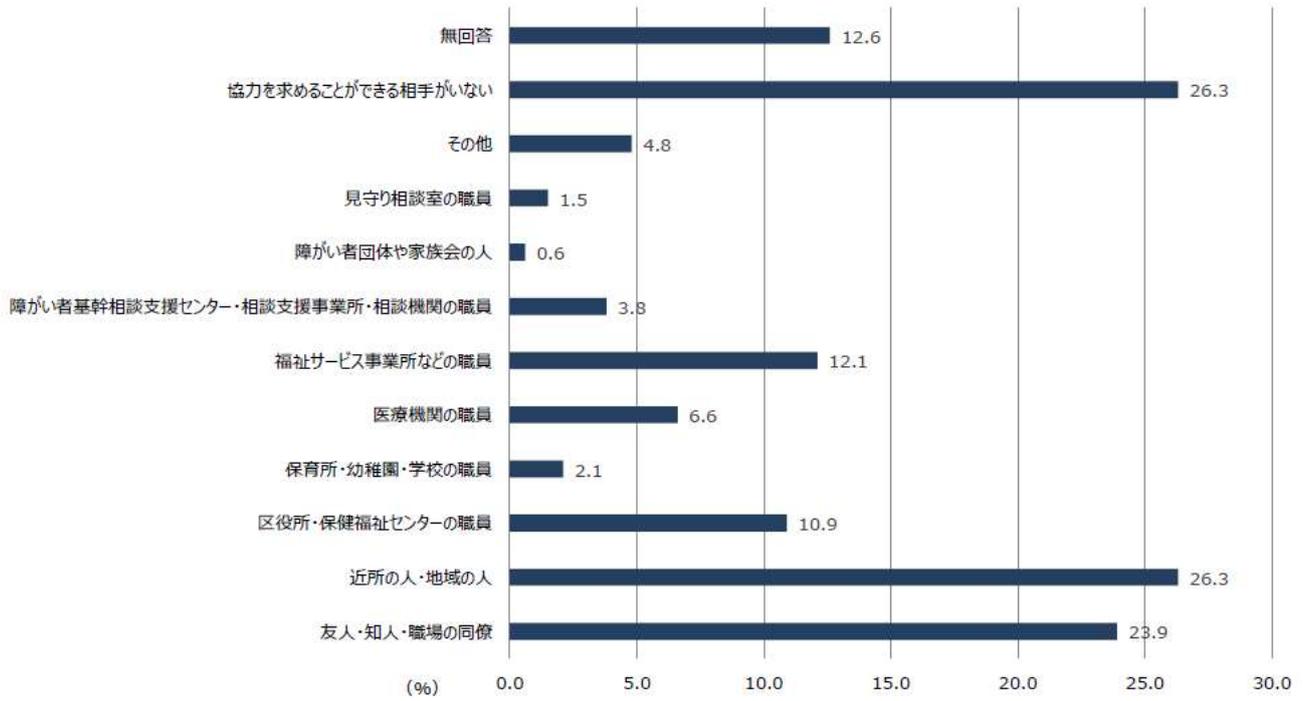
障がい者虐待件数

■ うち認定件数



災害等の緊急時に協力を求める相手

出典：大阪市障がい者等基礎調査報告書（2019年度）



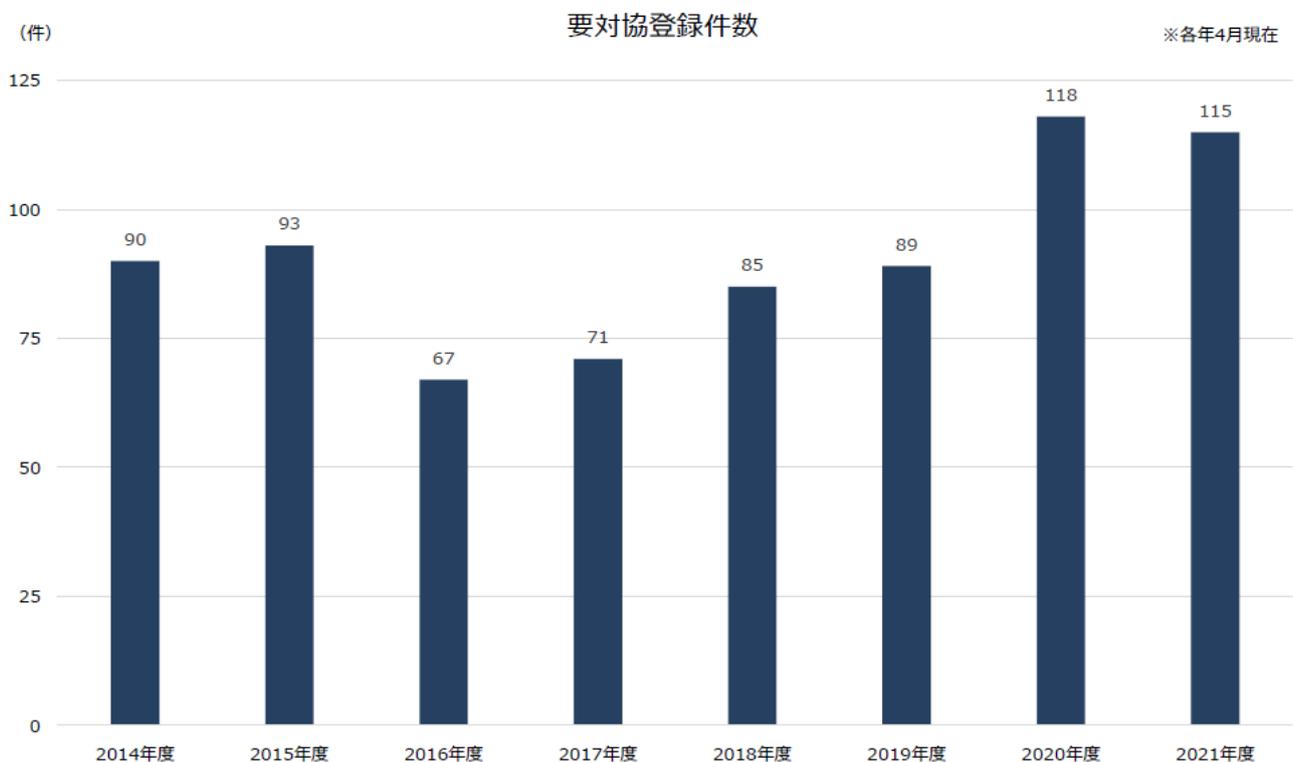
(4) こどもを取り巻く状況

2012（平成 24）年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、2015（平成 27）年 4 月から全国の自治体において「子ども・子育て支援制度」がスタートし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援などを進めることになりました。

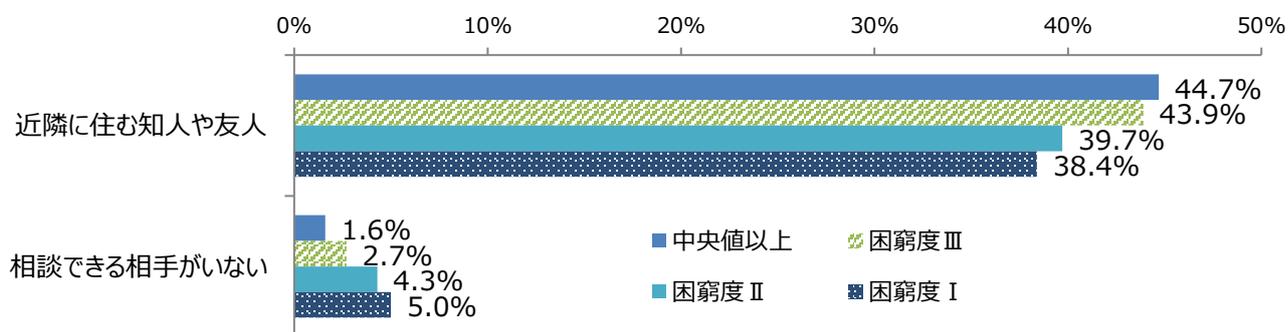
新制度のもと、大阪市では利用者支援事業を開始し、都島区では子育て支援コンシェルジュを配置し、就学前の児童に関する相談に応じ、ご家庭のニーズに合った子育てサービスの情報を提供しています。

児童虐待(疑いを含む)については、通報件数は年々増加しています。都島区でも、児童福祉法に基づき、虐待やネグレクトなどにより保護や支援が必要な児童等を早期に発見し、適切な保護・支援を行う、要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置しています。年度により増減があるものの、2021（令和 3）年 4 月現在で要対協登録件数は 115 件であり、2018（平成 30）年に比べ約 30 件増加しており、引き続きの保護・支援が必要となっています。

また、こどもの貧困対策の取組については、2016（平成 28）年 2 月に「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置し、2018（平成 30）年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。子どもの生活に関する実態調査によると、保護者の困ったときの相談先について、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がない」の割合が高くなっています。



困窮度別に見た、困ったときの相談先（保護者回答 抜粋）



出典：大阪市子どもの生活に関する実態調査報告書（2017年3月）

困窮度は、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平方根で割った額）により困窮の程度を分類したものです。

端から数えて真ん中に位置する値を「中央値」とし、中央値の50%を下回るものを最も困窮度の高い「困窮度Ⅰ」、中央値の60%を下回り、中央値の50%を上回るものを「困窮度Ⅱ」、中央値を下回り、中央値の60%を上回るものを「困窮度Ⅲ」に分類しています。

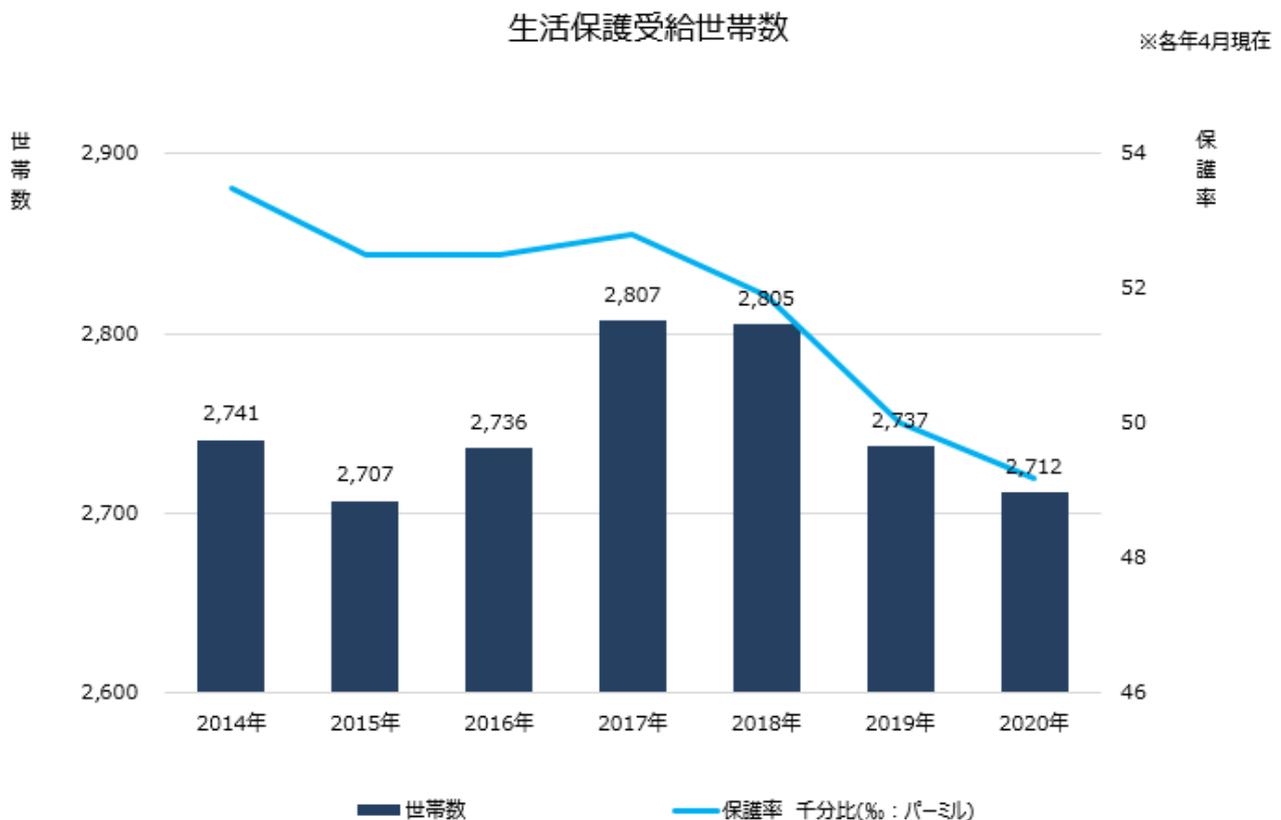
(5) 生活困窮者を取り巻く状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

都島区の生活保護受給世帯数は2,712世帯で、保護受給世帯数の割合を表す保護率（千分比）は49.2%（パーミル）となっています（2020（令和2）年4月現在）。

また、近年の生活困窮に関する課題は経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複合的な問題を抱える場合や、本人のみならず家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。このため、2015（平成27）年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を目的として、区役所に相談窓口（名称：生活自立相談窓口）を設置しています。

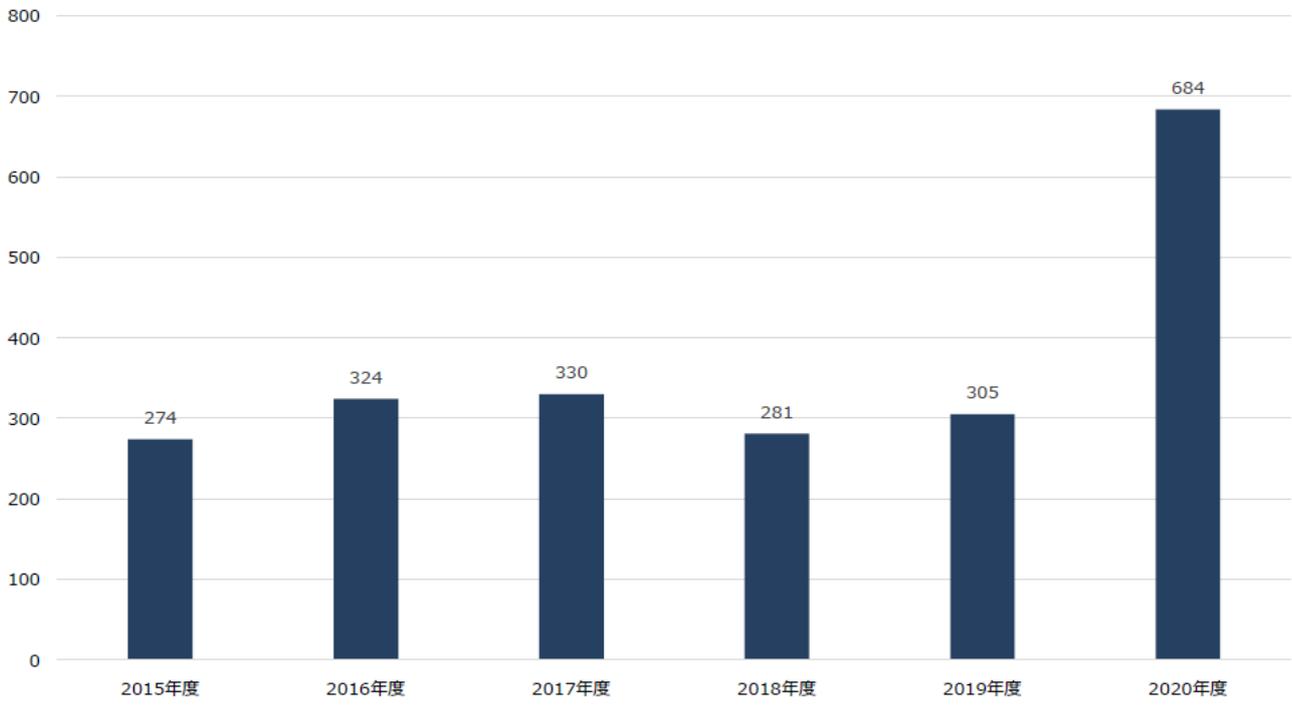
相談件数は、新型コロナウイルス感染拡大による経済不安の影響により急増しており、2019（令和元）年度までは300件前後で推移していましたが、2020（令和2）年度は684件となっています。



(件)

生活困窮者自立支援事業 年度別相談件数

※各年3月31日現在



3. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方

少子高齢化の進展、少人数世帯・高齢単独世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加など、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが希薄化しています。また、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者になる2025年を目前にし、今後も少子高齢化や高齢単独世帯増加の流れは続くと考えられます。

このような中であって、都島区では、次の基本的な考え方に基づき、「だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に取り組んでいきます。

(1) 人権尊重

すべての人は、人間として尊厳を持つ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。また、新型コロナウイルス感染症の流行に関し、感染された方や医療従事者への誹謗中傷やインターネットへの心ない書き込みも見られます。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

(2) 住民主体

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。近くに暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気づいたり、地域福祉の課題を把握するきっかけになります。

住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢を持つとともに、地域のさまざまな問題を住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。また、必要に応じ、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みをつくることも重要となります。

住民が、主体的に地域づくりに関わるができる地域をめざします。

(3) 利用者本位

一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。

利用者自らがサービスを選択し、安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供の仕組みが適切に機能する地域をめざします。

(4) 社会的援護を要する人々への支援

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に排除され、孤立している人々がいます。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

4. 課題解決に向けた取組の方向性

第2章の「都島区の地域福祉を取り巻く現状と課題」および第3章の「地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、重点的に進める取組の方向性を以下のとおりとします。

(1) 「気にかける・つながる・支え合う」見守り体制の強化

近年、個人の生活様式や価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響で、対面でつながる機会が大幅に少なくなっていることにより、地域コミュニティでのつながりの希薄化が進んでいます。それに伴い、ひとり暮らしの高齢者や障がい者のいる世帯、子育てに悩みを抱える世帯などの地域での孤立や災害時における要援護者の把握などが課題となっており、地域における見守りの必要性はより増しています。また、いずれの相談機関にもつながらず、亡くなった状態で発見されるケースも起きています。

こうした課題の解決に向け、これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、これまで地域との関わりが少なかった若い世代やマンション住民なども含めた、さまざまな人と人がつながり、身近な地域のことを気にかける、見守り体制の強化やつながり・支え合いの仕組みづくりに取り組む地域コミュニティの実現をめざします。

① 地域福祉コーディネーター事業の充実

都島区独自に取り組んでいる地域福祉コーディネーター事業は、地域事情に詳しい住民の方を地域福祉コーディネーターとして各福祉会館等に配置し、地域住民からさまざまな相談を受けています。相談内容によって、行政や社会福祉協議会等の窓口につなぐとともに、地域における見守り活動の充実を図るための各種コーディネーターを行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での活動が制限されるなかでも、地域福祉コーディネーターは、地域話題を掲載した広報誌を作って戸別配付を行ったり、区内のスタンプラリー等のイベントで受付係となるなど身近な機会を通じて相談を受けたりなど、つながりを絶やさないような、新たな活動に取り組んでいます。

また、年齢を問わず、地域で子育てに困っている保護者等からの相談も受けるとともに、地域で気になる家庭を行政等に情報提供する役割も担っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により増加傾向にある、児童虐待の可能性のある世帯を把握し、関係機関と共有することで、虐待リスクを未然に防止する機能も有しています。

地域福祉コーディネーターの、地域事情に精通していることや、地域住民に身近な存在という強みを生かし、「気にかける・つながる・支え合う」見守り体制を強化します。

② 各種機関による見守り体制の強化

地域における見守り体制を強化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、大阪市では、2015（平成27）年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を開始し、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置しています。都島区でも見守り相談室が、自ら相談できない人を地域と連携して発見するとともに、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどとも連携し、支援につなげています。

地域活動や住民同士の交流の場や生活支援コーディネーターを活用した見守り体制の強化にも取り組み、適切な支援を行っています。

③ 地域住民による日頃からの見守り

地域のことは、そこで暮らす住民が最もよくご存じです。各地域では、見守り団体を自主的に立ち上げ、日頃の生活の中で気になる方への見守りや訪問、地域のボランティアやPTA等による通学路安全確認、登下校時間帯に合わせて花の水やりや家の前の掃除、飼い犬の散歩等の際に見守りも兼ねる「ながら見守り」が行われています。

このような地域の見守りは、助け合いによって成り立つものですが、住民ひとり一人が慣れ親しんだ地域で生活するうえで不可欠なものです。住民の誰もが、自分のできる範囲で見守り活動を行えるよう、関係団体と連携して支援に取り組みます。

○ 具体的な取組（例）

- 地域福祉コーディネーター※の配置
- 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業※の実施
- 民生委員・児童委員※による見守り活動
- 地域防災訓練など、地域活動の機会をとらえた自助・共助の役割意識の向上に向けた啓発
- 区社会福祉協議会による見守り活動への支援や新たな担い手の育成
- ふれあい型食事サービス、ふれあい喫茶、地域子育てサロンなどの住民同士が交流できる居場所づくり
- 生活支援コーディネーター※との連携
- 地域独自の見守り団体による活動
- 住民による「ながら見守り」の実施

※ は 24～25 ページの用語説明参照

(2) 地域における相談支援体制の充実

近年、少子高齢化や核家族化などが急速に進み、生活困窮、児童や高齢者・障がい者への虐待、8050問題（ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態により生じる生活上の問題）など福祉課題はより複雑化・多様化・深刻化し、特に個人や一つの世帯でこれらの課題を複合的に抱えているケースが増えてきています。こうしたケースでは既存の制度や単独の相談支援機関のみの対応では解決に至らない場合があります。

様々な課題を複合的に抱えた人を支援するために、都島区では総合的な相談支援体制の充実事業を2019（令和元）年度から展開しています。この事業は、区役所（区保健福祉センター）が「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするなどの取組を行っています（「総合的な支援調整の場（つながる場）」）。

一方では、NPO やコミュニティビジネス等の手法を活かして活動する団体や事業者、商店街や企業、個人など、多様な主体による新しいタイプの地域福祉活動が生まれてきています。こうした多様な主体による、さまざまな地域福祉活動を支援するためには社会福祉協議会をはじめ専門的な知識やノウハウを有する相談支援機関との連携により、多角的に地域福祉活動を支援することが求められます。

区内でこれまで取り組んできた関係機関のネットワークの強化をはかり、日頃から顔の見える関係をつくるとともに、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進していきます。

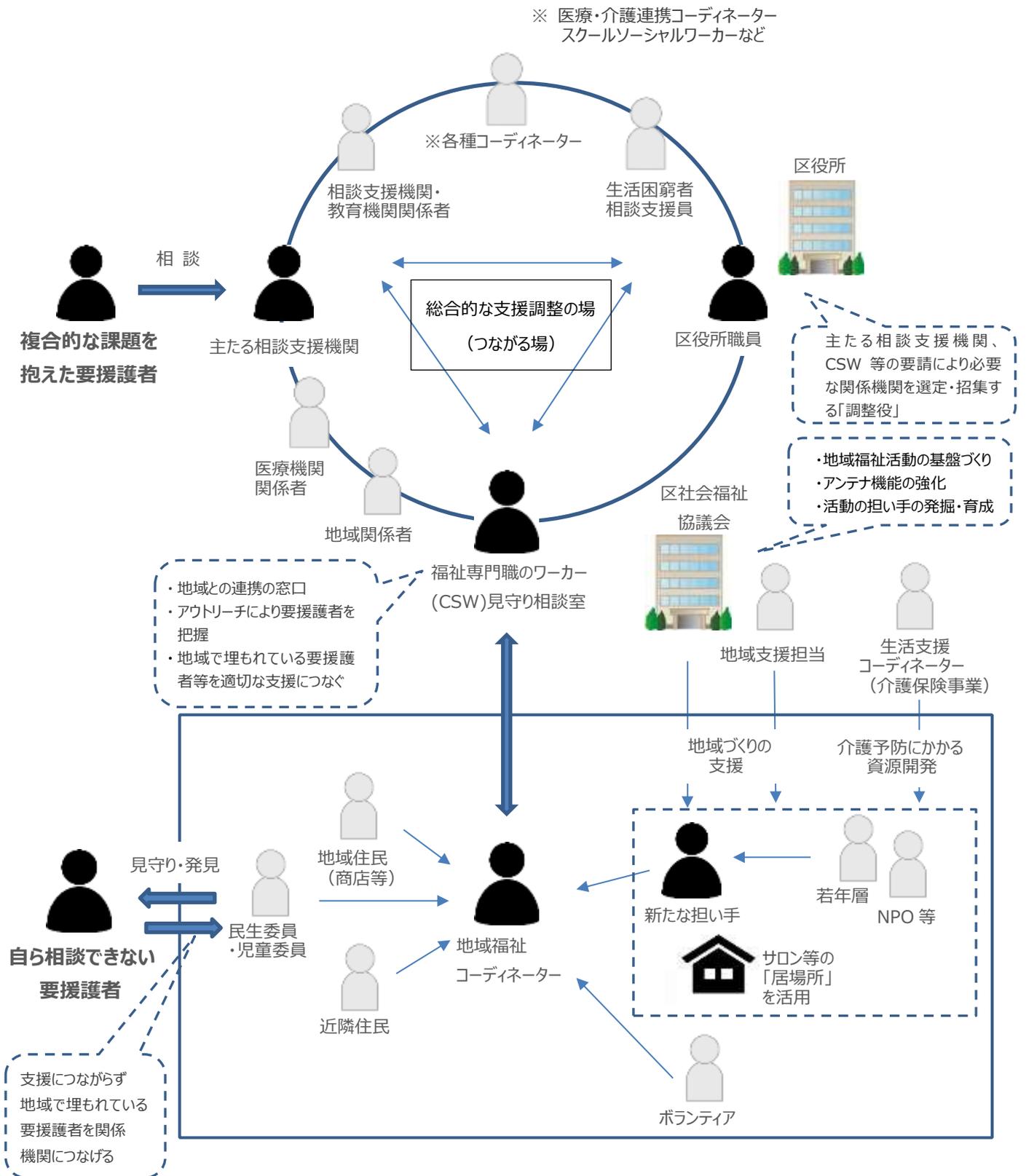
また、身近な相談窓口を気兼ねなく利用できるよう相談窓口の周知などを引き続き進めるとともに、支援を必要とする人が適切な支援に確実につながる仕組みづくりにも取り組みます。

○ 具体的な取組（例）

- 地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）※との連携
- 見守り相談室※との連携
- 認知症初期集中支援チーム※との連携
- 在宅医療・介護連携を推進するための在宅医療・介護の関係機関との連携
- 社会福祉施設との連携
- 障がい者基幹相談支援センター※との連携
- 生活困窮自立支援法※に基づく相談支援
- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員※の配置
- 地域福祉コーディネーターの配置
- スクールソーシャルワーカー（SSW）※の配置
- 民生委員・児童委員による相談活動

※ は24～25 ページの用語説明参照

地域・行政・相談支援機関が一体となった見守り・相談支援体制（イメージ）



(3) 生活困窮者への支援の強化

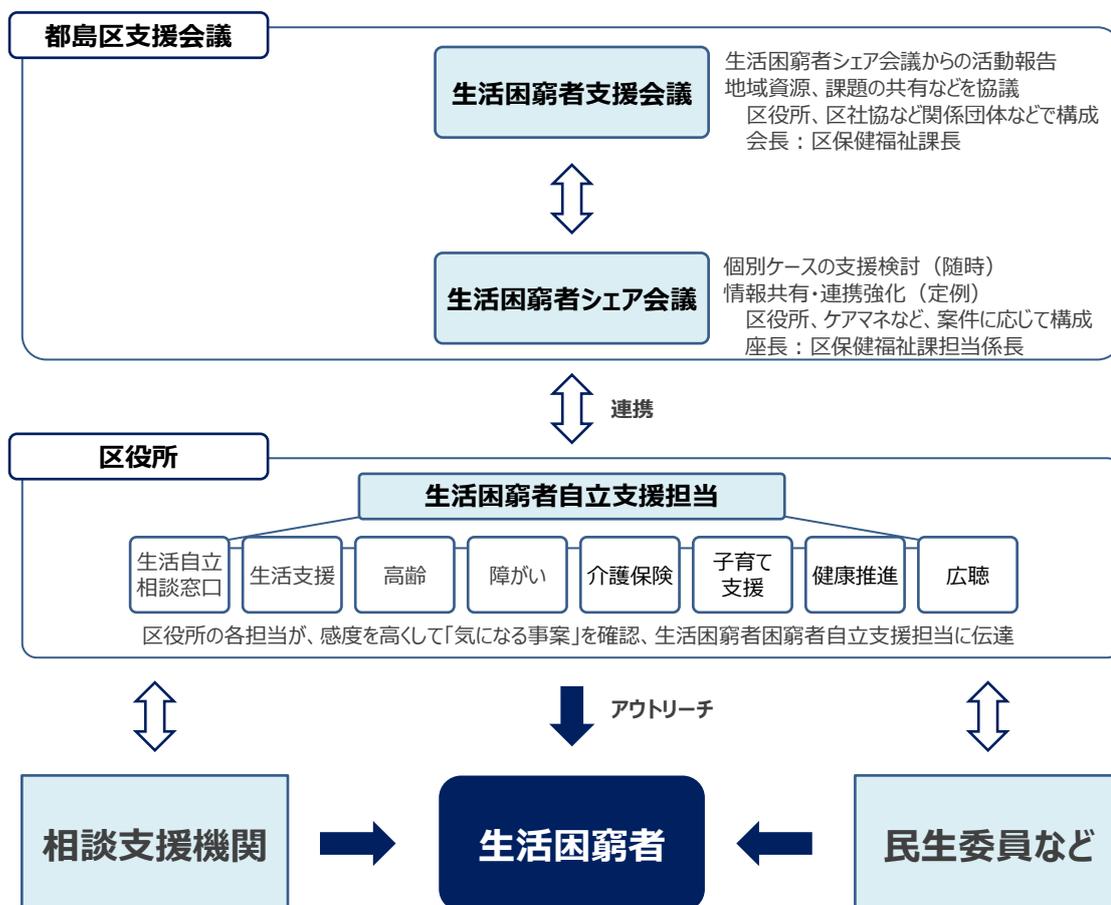
生活困窮に関する課題は、経済的な問題だけでなく、社会的な孤立など複合的な課題を抱えている場合や、本人のみならず家族にも課題があり、それらが複雑に絡み合っている場合があります。

2015（平成 27）年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、相談窓口を区役所に設けています。相談窓口では、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他制度・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を包括的・継続的に行っています。しかし、市内では、社会的なつながりが途絶えており、「支援を求めること」や「支援を利用すること」が困難な「相談支援に結びつきにくい」事例もありました。

都島区では、「生活困窮者自立支援制度」のみでは解決できない場合、関係機関が集まり「生活困窮者シェア会議」を開催していますが、上記のような事例が起きないようにするためにも、より実効性のある支援会議にするよう、定期的に情報共有・連携強化する仕組みづくりをはかりました。

区役所各担当と関係団体が連携する「生活困窮者支援会議」など、「都島区支援会議」の枠組みも活用しながら解決に結びつくよう、取組を進めます。

【都島区支援会議の枠組み】



5. 都島区地域福祉ビジョンの推進に向けて

都島区地域福祉ビジョンの推進にあたっては、区民の皆さんによる自律的な地域福祉活動の充実が不可欠です。

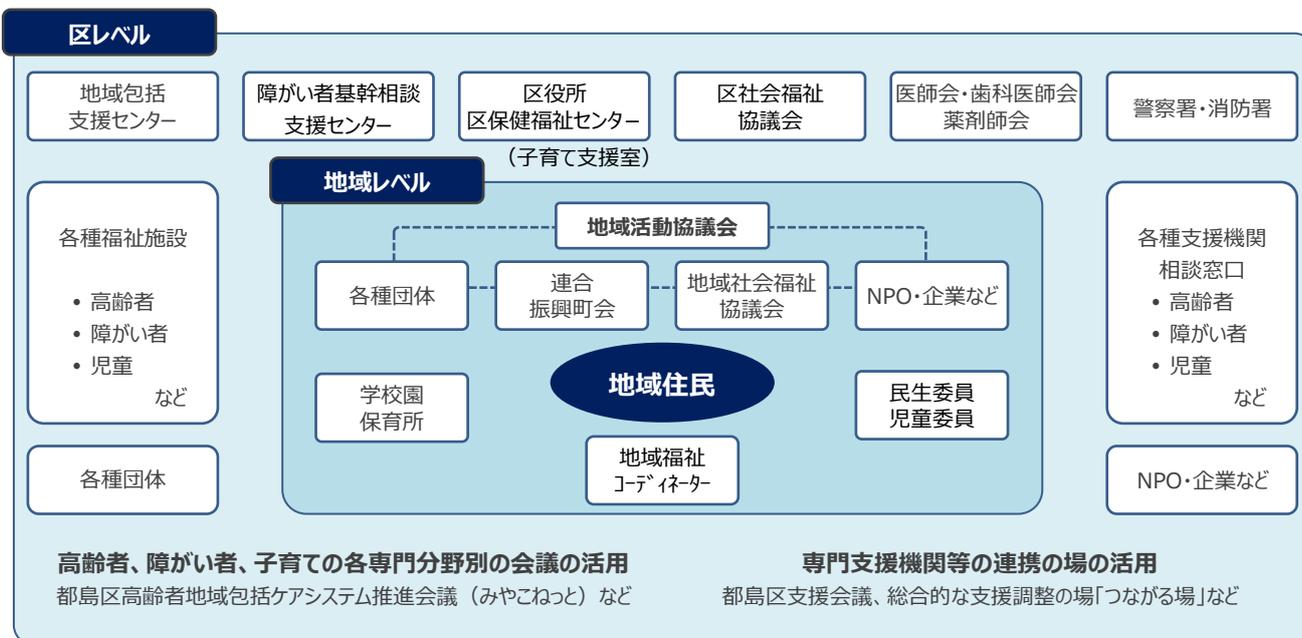
都島区では、これまで地域レベルでは概ね小学校区単位で、地域活動（まちづくり）協議会、連合振興町会、地域社会福祉協議会、各種団体、NPO・企業、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターなど様々な主体が連携して、地域福祉の取組が進められていますが、さらに、日常生活に密着したコミュニティ（町会等）での取組も大切です。

区役所では、今後も、区レベルでは、区役所は共通した地域福祉に関する課題について、区社会福祉協議会をはじめ、さまざまな関係機関・団体などと連携・協働して取組を進めるとともに、地域レベルでは、各地域と連携を図りながらその取組を支援していきます。

その際、高齢者、障がい者、子育ての各専門分野別の会議(都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（みやこねっと）、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など)の場を活用するとともに、地域団体推薦委員、公募等委員、学識経験者等が参画する区政会議でいただいた意見・提案などについても関係機関と協力しながら区政への反映に努めていきます。

この都島区地域福祉ビジョンをもとに、より多様な主体が地域福祉活動に関わり、活動する仕組みづくりに取り組んでいきます。

【区レベルと地域レベルの推進体制のイメージ】



※ イメージ図であり、関係者すべてを掲載しているものではありません。

用語説明

用語	説明
地域福祉コーディネーター	<p>福祉会館等地域の活動拠点において福祉相談を受け、必要に応じて行政の窓口等につなぐとともに、地域における見守り活動の充実を図るため、各種コーディネート事業を行っています。また、地域のネットワークを生かして福祉課題の把握や関係機関との連絡調整等を行う役割を担っています。</p>
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	<p>障がいや高齢の方のうち、同意のある方を掲載している要援護者名簿を、地域団体等に提供しています。名簿は、今まで地域で把握できなかった要援護者の名簿が、地域での見守り活動に活用されています。また、福祉サービスにつながない方にアウトリーチ（本人からの要請がなくても積極的に援助を行うこと）を行っています。</p> <p>このほか、事前登録制で、徘徊等で行方不明になった方の情報を配信し、早期発見につなげています。</p>
民生委員・児童委員	<p>地域の身近な相談相手として福祉に関する相談に応じたり、見守り活動を行ったりしています。また、関係機関との連携も行っています。厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員ですが、報酬はなく、ボランティアとして活動しています。</p>
生活支援コーディネーター	<p>地域資源（福祉サービスやその担い手等）の開発やネットワーク化等のコーディネート機能を担っています。生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を進めながら、地域の生活支援・介護予防サービスの充実を進めています。</p>
地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）	<p>地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として市町村が設置している機関です。高齢者やその家族から介護や福祉の相談を受け必要なサービスにつなげたり、地域のみなさんと高齢者を支える地域づくりを進めたりするなど、様々な分野において、総合的に高齢者とその家族を支える地域の窓口です。</p> <p>また、総合相談窓口（ブランチ）は地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるとともに、実態把握業務や権利擁護業務などを地域包括支援センターと連携して行う身近な総合相談窓口です。</p> <p>都島区内には、地域包括支援センターが2か所、総合相談窓口（ブランチ）が3か所（うち1か所は休止中）設置されています。</p>

用語	説明
見守り相談室	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を実施するために設置された相談室です。区社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカーを配置しています。
認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成するチームが、適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、ひとりひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。
障がい者基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行う中核的な機関です。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化をはかることを目的に 2013（平成 25）年 12 月に成立、2015（平成 27）年 4 月から施行され、生活困窮者を早期に把握し包括的に相談に応じる窓口が設置されています。
身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	区内に居住している身体障がい者や知的障がい者の当事者が、身体障がい者や知的障がい者からの相談に応じ、助言を行っています。 相談員は、大阪市長が生活経験豊富な方（知的障がい者相談員は知的障がい者の保護者）に委嘱しており、区保健福祉センター等行政機関への協力、障がい者福祉についての普及や啓発等の業務を行っています。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた幼児・児童・生徒に対して、置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な存在です。